

沖縄県介護保険 広域連合

平成
27年版
2015.APR
OKINAWA

保険料が
変わりました

CONTENTS

- 介護保険とは……………2
- 介護サービスの種類……………2
- 申請について……………3
- 利用者負担について……………3
- 介護保険料について……………4
- 給付実績……………7
- 地域支援事業……………7



介護保険広域連合とは?

介護保険財政を安定させ、介護サービスの平準化を図るとともに、介護保険における諸課題の解決に取り組んでいる市町村の組合組織です。
平成27年4月1日現在、県内28市町村で構成しています。



介護保険とは

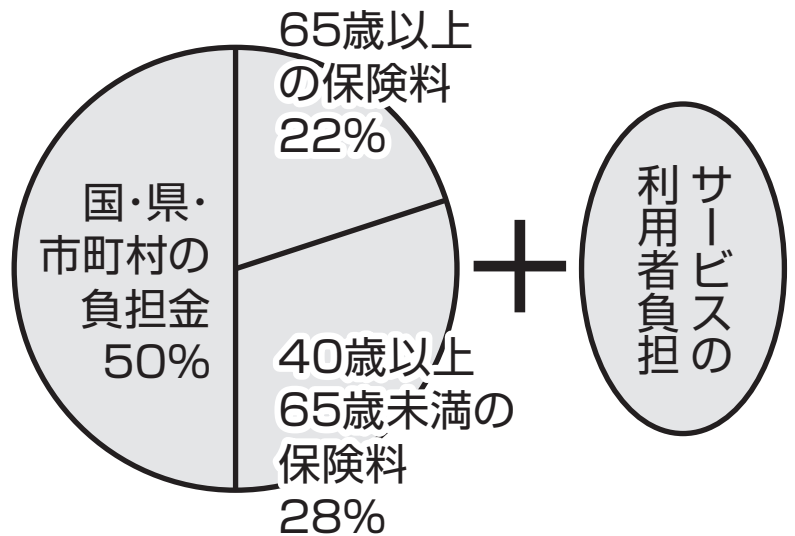
■介護保険の目的

介護保険制度は、加齢にともなって生ずる心身の変化に起因する疾病などにより要介護状態及び要支援状態となった方に必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、国民の保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。

※40歳以上の全国民で公平に制度を支えています。

■みんなで介護を支えます

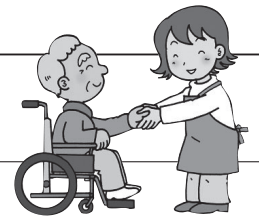
介護保険は、国・県・市町村からの負担金と、40歳以上の方に納めていただく保険料で運営しています。介護サービスを十分に整える事が出来るように、また、介護が必要になったときは、誰もが安心してサービスを利用できるように、支え、支えられる制度です。



介護サービスの種類

1. 居宅サービス

訪問系サービス	自宅でサービスを受けられます。 訪問介護・訪問看護 等
通所系サービス	事業所へ通いサービスを受けられます。 デイサービス・ショートステイ 等
住環境の改善	限度額の範囲内で費用の支給や福祉用具の貸与などが受けられます。 福祉用具の貸与・購入や住宅改修 等



2. 施設等サービス

施設等サービス	施設に入所・入院してサービスを受けられます。 特別養護老人ホーム・介護療養型医療施設 等
---------	---

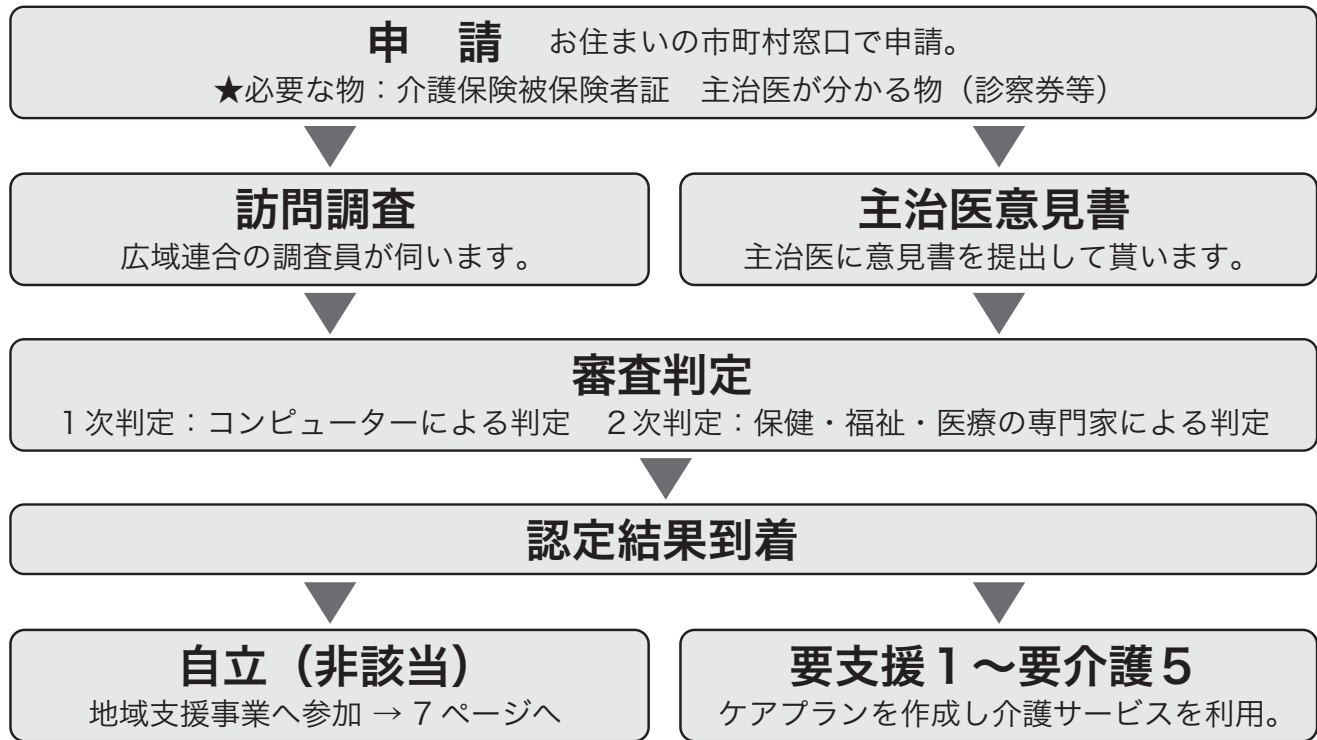
3. 地域密着型サービス

地域密着型サービス	その地域に住んでいる方のみ受けられます。 認知症の方を対象としたサービスや小規模な施設サービス 等
-----------	--

介護保険サービスのながれ

■介護保険サービスの利用のしかた

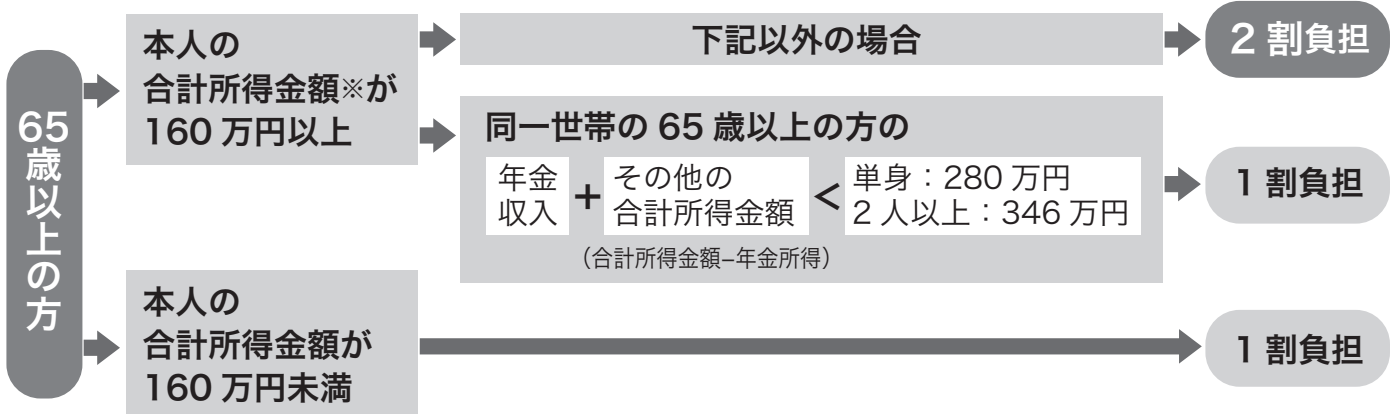
介護保険サービスを利用するには、市町村窓口へ要介護認定の申請をし、広域連合から「介護が必要」と認定されることが必要です。



利用者負担割合について ※平成27年8月から

介護保険法改正に伴い、一定以上の所得がある65歳以上の方が、介護保険サービスを利用したときは、利用者負担割合が1割から2割になります。（64歳以下の方の利用者負担は1割です。）

◆所得に応じた利用者負担



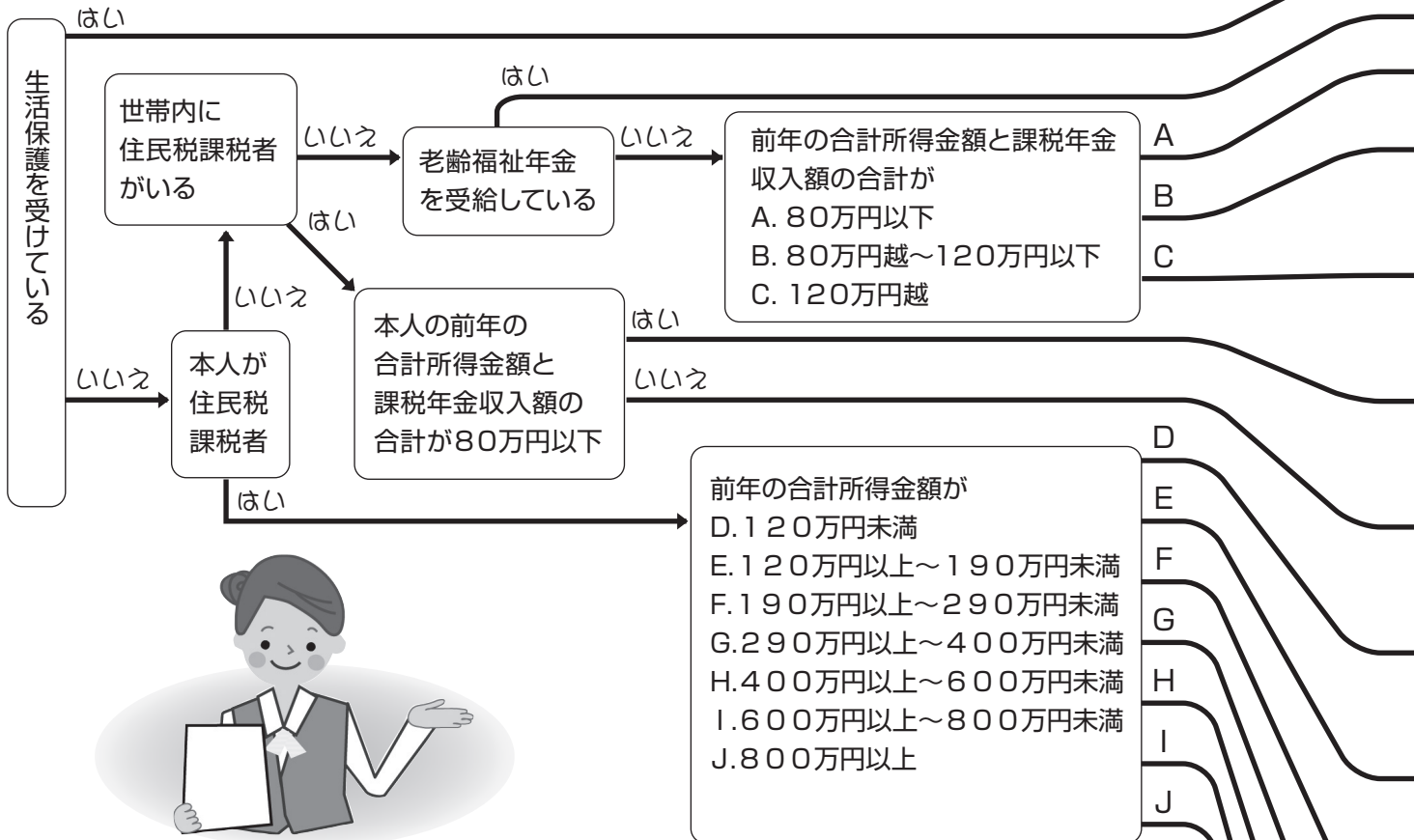
※合計所得金額…年金収入や給与収入、事業収入などから公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した額

介護保険料が変わりました

保険料

- ①これまでの給付実績と、これから予想される給付見込量によって保険料を算出し、保険料の近い市町村ごとにランク分けをおこない、それぞれのランク毎の基準額としました。
- ②所得水準に応じて、きめ細かな保険料設定を行うため12段階の設定としました。

あなたの介護保険料段階は？



■保険料の納め方

種別	特別徴収	普通徴収	一時的な普通徴収
納付方法	2ヶ月に1回、年金から天引きされます	毎月、納付書で納めます。(口座振替も可能です)	しばらくの間、納付書で納めます。
対象者	年金受給年額が18万円以上の方	年金受給のない方 老齢福祉年金受給者の方 年金受給年額が18万円未満の方	新しく65歳になった方 他市町村から転入された方 年度途中で保険料が変わった方 現況届けを出し忘れた方 年金担保の借入等がある方

■徴収員による訪問を行っています

- 65歳以上の皆様のお宅に ①保険料徴収 ②口座振替の勧奨 ③口座振替等の手続き ④分割納付相談 ⑤制度説明 のため、保険料徴収員が訪問しています。

ご連絡頂ければ、日程調整をし、お伺いいたします。 ★連絡先 098-911-7503

第1ランク	第2ランク	第3ランク
豊見城市・読谷村・南大東村・北大東村	八重瀬町・南風原町・与那原町・久米島町・嘉手納町・北谷町・本部町・北中城村・宜野座村・東村・伊江村	南城市・金武町・中城村・恩納村・今帰仁村・大宜味村・国頭村・伊是名村・伊平屋村・座間味村・渡嘉敷村・渡名喜村・粟国村

段階	対象者		保険料率	年間保険料			
				1ランク	2ランク	3ランク	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯全員が住民税非課税 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.45	30,505円	32,947円	37,785円	
第2段階			・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.75	50,843円	54,912円	62,976円
第3段階			・前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額 × 0.75	50,843円	54,912円	62,976円
第4段階	本人が住民税課税	世帯に住民税課税者がいる ・年金収入等80万円以下の方	基準額 × 0.90	61,011円	65,894円	75,571円	
第5段階			・年金収入等80万円を超える方	基準額 × 1.00	67,791円	73,216円	83,968円
第6段階	本人が住民税課税	・前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	81,349円	87,859円	100,761円	
第7段階			・前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 × 1.30	88,128円	95,180円	109,158円
第8段階			・前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 × 1.50	101,686円	109,824円	125,952円
第9段階			・前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.60	108,465円	117,145円	134,348円
第10段階			・前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 × 1.75	118,634円	128,128円	146,944円
第11段階			・前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額 × 1.85	125,413円	135,449円	155,340円
第12段階			・前年の合計所得金額が800万円以上の方	基準額 × 1.95	132,192円	142,771円	163,737円

給付制限について

保険料を滞納すると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年間滞納した場合	1年6ヶ月間滞納した場合	2年以上滞納した場合
<ul style="list-style-type: none"> サービス利用時の支払い方法の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 保険給付の一時差し止め 差し止め額から滞納保険料を控除 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担の引き上げ 高額介護サービス費等の支給停止
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険のサービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担し、あとで9割または8割相当の払い戻しを受ける「償還払い」に支払方法が変更になります。 	<ul style="list-style-type: none"> 償還払いになった給付費（9割または8割）の一部または全部を、一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から、滞納した保険料が差し引かれる場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の未納期間に応じて、利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

普通徴収において、保険料を納めるのが困難な方は、「分割納付」もありますので、市町村の担当窓口、または介護保険広域連合にご相談下さい。

保険料減免について

下記の①～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。

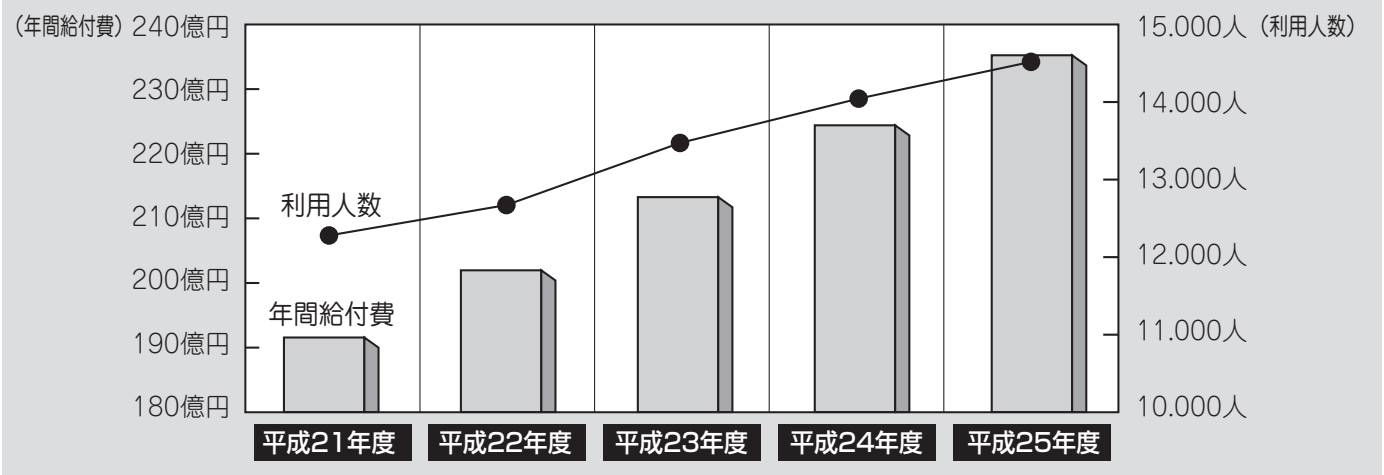
申請に必要な書類等がありますので、市町村の介護保険担当課でご相談下さい。

該当番号	減免事由	介護保険料の減額免除割合
①	震災・風水害・火災等により、住宅又は家財に著しい損害を受けた方	・前年の所得額と損害の程度により全額から1/8を減額
②	世帯の生計を主として維持する者の収入が、死亡又は長期入院により著しく減少した方	・前年の所得額の減少割合により1/2から1/8を減額
③	世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業の休廃止、著しい損失、失業などにより、著しく減少した方	・前年の所得額と所得の減少割合により1/2から1/8を減額
④	世帯の生計を主として維持する者の収入が、天災による農作物の不作、不漁などにより、著しく減少した方	・前年の所得額と農産物の損失額（補償額は除く）により5/10から9/10を減額
⑤	その他、広域連合長が必要と認める方（生活保護基準に該当する場合）	・第1段階保険料の半額、又は第1段階保険料との差額を減額

給付費について

■給付費の状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間給付費(円)	19,070,926,366	20,287,005,026	21,170,922,436	22,415,569,377	23,511,955,191
利用人数	12,296人	12,850人	13,451人	14,026人	14,523人
一人当たりの給付費(円)	1,550,986	1,578,755	1,573,930	1,598,145	1,618,947



介護が必要にならないように、予防に取り組みましょう！

地域支援事業について

■介護予防事業

1. 一次予防事業 ※介護認定を受けていない全ての65歳以上の方が対象です。

介護予防教室・講習会・パンフレットの配布 など

2. 二次予防事業 ※基本チェックリストをもとに、市町村職員が対象者を選定します。

通所型	通所により、介護予防サービスを行います。 歩行訓練・健康体操・調理教室・介護予防講座 など
訪問型	自宅を訪問し、相談・指導等を行います。 マッサージ・配食サービス・簡単な体操 など



市町村によって、事業の実施内容が異なります。
お問い合わせは、市町村の窓口、
又は**地域包括支援センター**まで





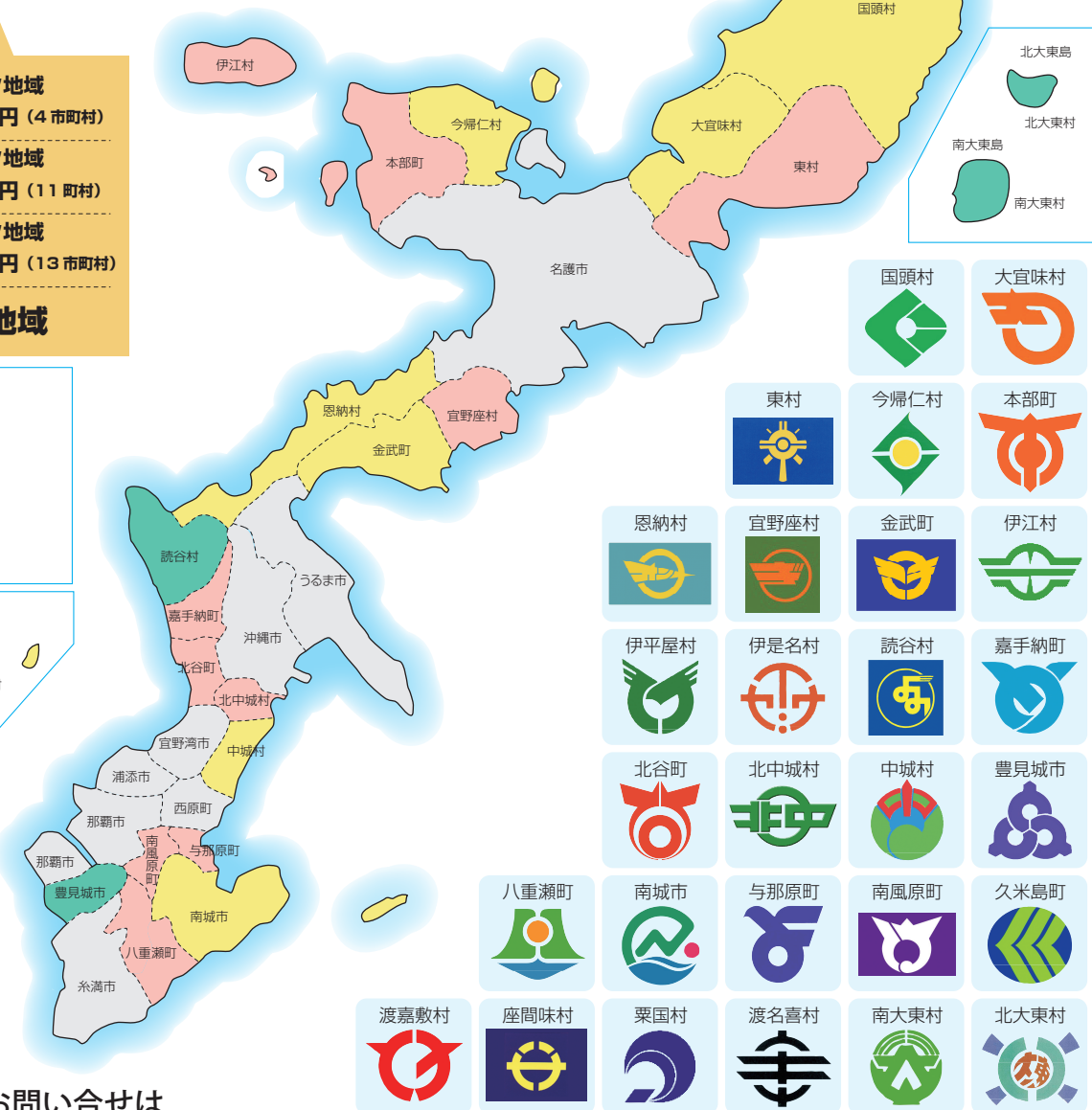
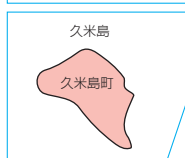
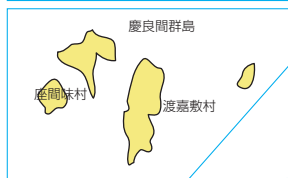
確認しよう 保険料MAP

(基準月額) 市町村により、介護保険料の基準月額が異なります。



保険料区分

- 基準月額
第1ランク地域
5,649円 (4市町村)
- 基準月額
第2ランク地域
6,101円 (11市町村)
- 基準月額
第3ランク地域
6,997円 (13市町村)
- 非加入地域



◎各市町村へのお問い合わせは

市町村名	担当課名	電話番号	市町村名	担当課名	電話番号
国頭村	福祉課	0980-41-2765	北中城村	福祉課	098-935-2233
大宜味村	住民福祉課	0980-44-3003	中城村	福祉課	098-895-1738
東村	福祉保健課	0980-43-2202	豊見城市	障がい・長寿課	098-856-4292
今帰仁村	福祉保健課	0980-56-4189	八重瀬町	社会福祉課	098-998-9598
本部町	福祉課	0980-47-2165	南城市	生きがい推進課	098-946-8985
恩納村	福祉健康課	098-966-1207	与那原町	福祉課	098-945-1525
宜野座村	健康福祉課	098-968-3253	南風原町	保健福祉課	098-889-4416
金武町	保健福祉課	098-968-3559	久米島町	福祉課	098-985-7124
伊江村	住民課	0980-49-2202	渡嘉敷村	民生課	098-987-2322
伊平屋村	住民課	0980-46-2142	座間味村	総務・福祉課	098-896-4045
伊是名村	住民福祉課	0980-45-2819	粟国村	民生課	098-988-2017
読谷村	福祉課	098-982-9209	渡名喜村	民生課	098-989-2317
嘉手納町	福祉課	098-956-1111	南大東村	福祉民生課	09802-2-2036
北谷町	福祉課	098-936-1234	北大東村	福祉衛生課	09802-3-4055